

資料 4

林業金融法案について

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案

平成15年3月
林 野 庁

趣 旨

川上から川下を通ずる林業・木材産業の一体的な構造改革を図るため、平成15年度予算を踏まえて、林業・木材産業の経営改善等に必要な資金が円滑に融通されるよう、林業・木材産業関係資金制度の再構築を行う。

概 要

(1) 林業改善資金助成法の一部改正

林業改善資金(都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける制度)を、特定の生産方式の導入等のための資金から、事業者の創意工夫を生かした先駆的な取組等を行うための資金に衣替えする。

貸付けの対象を木材産業まで拡充し、これに伴い、法律の題名を「林業・木材産業改善資金助成法」とする。

都道府県の直接貸付方式のほかに、銀行等の融資機関が都道府県から借り受けて貸付けを行う方式を追加する。

(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

林業経営改善計画の認定を受けた者に対する短期運転資金の融資制度を創設する。

(3) 農林漁業信用基金法・独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

融資機関からの林業・木材産業改善資金が円滑に融通されるよう、農林漁業信用基金(独立行政法人農林漁業信用基金)が債務の保証を行うことができるようにする。

独立行政法人農林漁業信用基金が農林漁業金融公庫等に原資を寄託する森林整備活性化資金(造林等のための無利子資金)について、その原資に充てるため長期借入金をするようにする。

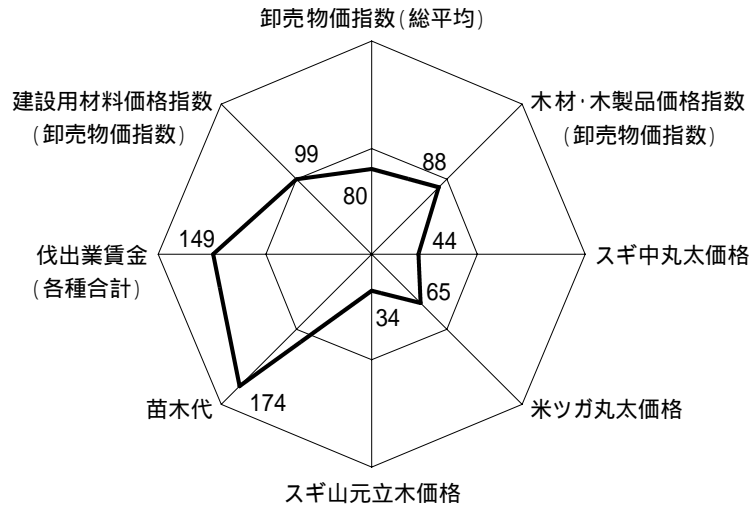
(4) その他

その他所要の規定の整備を行う。

林業・木材産業に係る資金制度の見直しの概要

	現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">林業改善資金</p> <p style="text-align: center;">〔 国と都道府県の財政資金による無利子貸付け 〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>林業者等が特定の生産方式や技術を導入するために必要な資金</u></p> <p style="text-align: center;">木材産業分野については、特定の生産方式導入に資する合理的な加工方式の導入に必要な資金に<u>限定</u></p> <p style="text-align: center;">都道府県による直接貸付けであり、<u>機関保証が利用不可</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>木材産業に属する事業を営む者も対象とし、自らの創意工夫による新規性、モデル性、チャレンジ性の高い取組を行うための資金に変更</u>（「林業・木材産業改善資金」に改称）</p> <p style="text-align: center;"><u>融資機関による転貸融資方式を追加するとともに、これについて農林漁業信用基金が債務を保証</u></p>
<p style="text-align: center;">木材産業等高度化推進資金</p> <p style="text-align: center;">〔 農林漁業信用基金、都道府県及び民間金融機関による低利協調融資 〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>木材産業に属する事業を営む者（合理化計画の認定者）に対する運転資金</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>林業者（林業経営改善計画の認定者）に対しても、同様に融資</u></p>

林業を取り巻く諸因子の変化



資料:「物価指数年報(日本銀行)」、「木材価格(農林水産省)」、「山林素地及び山元立木価格((財)日本不動産研究所)」、「林業労働者職種別賃金調査報告(厚生労働省)」、林野庁業務資料
注:昭和55年(1980)を100としたときの平成12年(2000)の指数

木材(用材)の供給量の推移

